

災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書

浦安市(以下、「甲」という。)と公益社団法人千葉県LPガス協会(以下、「乙」という。)は、地震・風水害その他災害が発生した場合に被災住民等を救助するための物資(以下、「物資」という。)の調達及び優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- 一 浦安市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 二 その他、市長が特に必要と認めるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資については、協会又はその会員が保有する物品で別表に掲げるものとする。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、文書(電磁的記録を含む)により行うものとする。

ただし、文書により要請する時間的余裕がないときは、口頭により要請し、後日速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項について可能な限り優先して速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 物資は乙が設置し、液化石油ガスの供給に必要な各種点検調査等の安全確認を行い、甲の指定する者に引渡すものとする。

(費用負担等)

第6条 乙が供給した物資等の対価は、甲が負担するものとする。

2 物資等の代金は、災害発生直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合の輸送費や、供給開始時調査、設置工事、取扱説明費用等を含む。）を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払い)

第7条 甲は、乙が供給した物資等の代金を、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲と乙は、この協定を締結後、速やかに、連絡責任者を相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に、変更後の連絡責任者を報告するものとする。

(協力事項)

第9条 災害時における物資の供給のほか、甲主催の防災訓練及び啓発活動並びに各種会議に参加するなど、災害応急対策や予防啓発などでの協力した取り組みを行うとともに、平常時から物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲乙いずれからも解除の申し出がない限り、継続するものとする。

附 則

この協定は、締結日から発効するものとする。

なお、平成9年2月1日付けにて甲乙（旧「社団法人千葉県プロパンガス協会市川支部」）間で締結した「災害時における燃料等の供給に関する協定」は、本協定の締結をもって廃止する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和 7 年 12 月 19 日

甲

千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

浦安市

浦安市長 内 田 悅 嗣

乙

千葉県千葉市中央区中央港 1 丁目 13 番 1 号

公益社団法人千葉県 L P ガス協会

会 長 小 倉 晴 夫

【別表】

液化石油ガス
液化石油ガス発電機
炊き出しセット
液化石油ガスファンヒーター
カセットコンロ
カセットコンロ用ガスボンベ
その他、甲が必要と認める物資で、乙が対応可能なもの